

8月定例月議会における議案に対する意見募集

No.2 学校問題解決のための支援体制構築モデル事業（チーム学校推進事業費）

社会環境が多様化、複雑化する中で、教育現場において、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案が年々増加しています。また、教員の長時間労働も深刻な状況にあり、これらに対応しなければならないことで、さらなる長時間労働につながり、本来業務に支障をきたしています。これら事案に対し、中立性・専門性を持った委員から構成される解決に向けた委員会を創設し、柔軟かつ迅に適切な解決を図ることで、教員が本来業務に取り組む時間を確保し、児童生徒にとっても充実した教育環境を構築しようとするものです。

今回の事業に対するご意見を募集します。

1. 内容

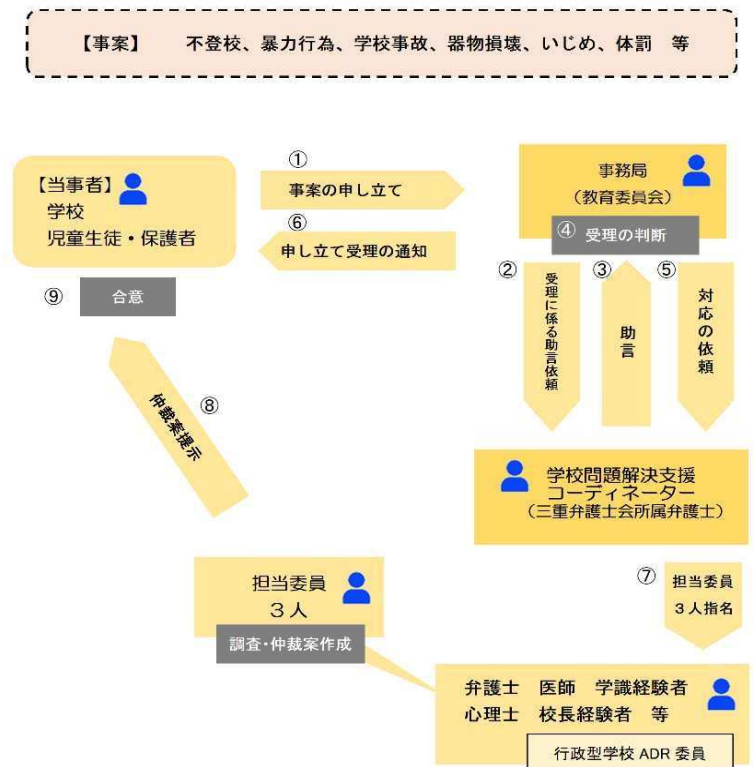
(1) 体制

学校問題解決支援コーディネーター【以下コーディネーター】（三重弁護士会所属弁護士）
行政型学校 ADR 委員【以下 ADR 委員】（弁護士 医師 心理士 学識経験者 校長経験者等）

(2) 事案の対応

- ①当事者（学校や児童生徒・保護者）から対応事案の申し立て
- ②事務局（教育委員会）はコーディネーターに学校 ADR として対応すべき事案か助言を依頼
- ③コーディネーターが事務局に助言
- ④助言に基づき事務局が受理するか否かを判断
- ⑤事務局が申し立てを受理した場合、コーディネーターに対応を依頼
- ⑥事務局は当事者に対し、申し立てを受理したことを通知
- ⑦コーディネーターは ADR 委員の中から事案の担当委員 3 人を選出（担当委員 3 人のうち少なくとも 1 人は弁護士とする）
- ⑧担当委員 3 人が調査、仲裁案の作成等を行い、当事者に提示
- ⑨当事者同士が仲裁案に基づき合意を交わす

【行政型学校 ADR フロー図】



2. 補正予算額

3,150 千円 (財源内訳) 国庫支出金 3,150 千円